

佐賀県訓令甲第3号

健康福祉部  
各保健福祉事務所  
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p><b>第2条</b> 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>生理休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、<u>引き続き3日以内</u>の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び<u>引き続き10日以内</u>の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(10)の2 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 医療法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理に関すること。</p>	<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p><b>第2条</b> 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>フェムケ</u>ア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び<u>10日を超えない範囲</u>の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(10)の2 略</p> <p><u>(10)の3 医療法第6条の12の2第1項、第2項及び第5項の規定による病院又は診療所の医療の安全の確保のために必要な情報の報告の受理に関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 医療法第8条第1項の規定による診療所又は助産所の開設及び同条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の</p>

改正前	改正後
<p>(13) 医療法第8条の2第2項の規定による病院、診療所又は助産所の休止及び再開の届出の受理に関すること。</p> <p>(14) 医療法第9条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の<u>廃止</u>の届出並びに同条第2項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の死亡及び<u>失そう</u>の届出の受理に関すること。</p> <p>(15)～(60)の3 略</p> <p>(61)～(72)の2 略</p> <p><u>(72)の3 不妊・不育専門相談センター事業（不妊及び不育に関する相談指導、相談事業者の研修等を行う事業をいう。）に関すること（佐賀中部保健福祉事務所に限る。）。</u></p> <p>(72)の4～(78)の13 略</p> <p>(79) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付、不認定の通知及び更新の認定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）<u>第23条第2号</u>に規定する年金証書等（以下第81号の3において「年金証書等」という。）が添付された申請に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(80)～(89)の15 略</p>	<p>届出の受理に関すること。</p> <p>(13) 医療法第8条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所又は<u>オンライン診療受診施設</u>の休止及び再開の届出の受理に関すること。</p> <p>(14) 医療法第9条第1項の規定による病院、診療所、助産所又は<u>オンライン診療受診施設</u>の廃止の届出並びに同条第2項の規定による病院、診療所若しくは助産所の開設者又は<u>オンライン診療受診施設の設置者</u>の死亡及び<u>失踪</u>の届出の受理に関すること。</p> <p>(15)～(60)の3 略</p> <p><u>(60)の4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第4項の規定による情報提供の求めに基づく個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号の規定による保有個人情報（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に係るものに限る。）の提供に関すること。</u></p> <p>(61)～(72)の2 略</p> <p><u>(72)の3 削除</u></p> <p>(72)の4～(78)の13 略</p> <p>(79) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付、不認定の通知及び更新の認定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）<u>第23条第2項第2号</u>に規定する年金証書等（第81号の3において「年金証書等」という。）が添付された申請に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(80)～(89)の15 略</p>

改正前	改正後
<p>(90)～(237) 略</p> <p><u>(238) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例第 37 条第 1 項の規定による勧告に関すること。</u></p> <p><u>(239) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例第 37 条第 2 項の規定による公表及び同条第 3 項の規定による意見を述べる機会の付与に関すること。</u></p> <p>(240)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>(89)の 16 災害対策基本法第 49 条の 10 第 4 項の規定による情報提供の求めに基づく個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 3 号の規定による保有個人情報(難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者に係るものに限る。)の提供に関すること。</u></p> <p>(90)～(237) 略</p> <p><u>(238) 削除</u></p> <p><u>(239) 削除</u></p> <p>(240)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条第 1 項第 3 号の改正規定（「生理休暇」を「フェムケア休暇」を改める部分を除く。）、同項第 60 号の 3 の次に 1 号を加える改正規定、同項第 79 号の改正規定及び同項第 89 号の 15 の次に 1 号を加える改正規定 公布の日
- (2) 第 2 条第 1 項第 10 号の 2 の次に 1 号を加える改正規定 医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日